

2025年春の交通安全運動推進要綱

令和7年3月吉日
建設廃棄物協同組合

第1 目的

本運動は、組合員に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

2025年4月6日（日）～15日（火）までの10日間

第3 運動重点

運動の重点は、「運転者の歩行者優先意識等の徹底とながら運転等の根絶」である。

(1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

うっかりすると運転手側が交通事故加害者とされかねない自転車や電動キックボードといったもう一つの交通弱者との接触リスクから身を守るためにも並走しない（譲る）とする点も重要である。

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

この点については、横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶たないことから、黄色は止まれと考える、さらに、歩行者優先である横断歩道では、運転者は横断しようとする歩行者や自転車がないことが明らかな場合を除いて、横断歩道手前での減速義務や停止義務がある点（道交法第38条第1項）を踏まえ、横断歩道等に接近する場合には、横断歩道等の手前で停止することができる速度で進行しなければならない点を再認識しなければならない。

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(2) ながら運転の根絶

ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性については、次の危険が伴い、これが大事故に発展する可能性があるということの広報啓発の推進

イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

「ながら運転」は、死亡事故を含む多くの交通事故の原因となる。警視庁のデータによると、スマートフォンなどを使用していた場合とそうでない場合の死亡事故率はおよそ 1.9 倍とある。

「ながら運転」は、注意力が散漫になる、画面注視で視界が狭くなる、レーキのタイミングが遅れるの 3 つの原因で重大な事故を引き起こす可能性が高く、絶対に行ってはいけない。

なお、携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合（保持）には次のような罰則・罰金・違反点数などのペナルティーが科せられることを運転手に認識させなければならない。

- ・ 罰則 「6 月以下の懲役」又は「10 万円以下の罰金」
- ・ 反則金 普通車の場合：18,000 円
- ・ 違反点数 3 点
- ・ 携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合（交通の危険）
- ・ 罰則 「1 年以下の懲役」又は「30 万円以下の罰金」
- ・ 反則金 非反則行為となり、罰則が適用されます。
- ・ 違反点数 6 点（免許停止処分の対象）

第 4 運動重点に関する主な推進項目

- 1 「ながら運転」ストップ！
- 2 自転車や電動キックボードとは並走しない（譲る）！
- 3 交通弱者（子供や高齢者ほか）の動きを見落とさない！
- 4 横断歩道が見えたら減速し、歩行者優先に備える！
- 5 右左折時、死角に歩行者が入っていないかを確認！

第 5 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、組合から配布済みの A4 チラシは、期間中、運転手に毎日読むよう指導し、推進項目の徹底を図ること。

第 6 評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。